

令和4年11月4日（金曜日）

◎横須賀市（神奈川県）



市章

1、市の概要

- ・市制施行：明治40年（1907年）2月15日
中核市移行 平成13年（2001年）4月1日
- ・面積：100.82 km²
- ・人口：380,492人（令和4年4月1日）
- ・世帯数：165,629世帯（令和4年4月1日）
- ・令和4年度一般会計予算：1,574億5,000万円

横須賀市は、神奈川県南東、三浦半島の中央部に位置し、東岸は東京湾、西岸は相模湾に面している。市役所からも目の前に広がる海が見渡せ、市議会からは東京湾唯一の自然島である猿島が一望できる。市域の大半は標高100～200mの丘陵地からなり、緑も多く、首都圏においても、有数の豊かな自然環境に恵まれた都市となっている。

江戸時代末期、アメリカのペリーが浦賀沖に来航し開国を迫っているが、明治時代に入ると軍事拠点として発展している。1889（明治22）年に公布された「市制及び町村制」により2町8村となり、1906（明治39）年には、横須賀町と豊島町が合併し、その翌年、横須賀市が誕生した。1923（大正12）年の関東大震災では中心部の市街地や周辺の工場で甚大な被害を受けたものの、その後は軍港都市として飛躍的に発展した。終戦後は1950（昭和25）年「旧軍港市転換法」の制定と市民のたゆまない努力によって、旧軍用財産は、産業、教育、そして公共施設へと逐次転活用され、平和産業港湾都市・観光都市へと転換し新たな道を歩んでいる。

2001（平成13年）に中核市に移行し、平和維持と環境・福祉などを向上させ、住み良い都市環境を整備した穏やかな町づくりに取り組んでいる。



2、視察先

横須賀市児童相談所および一時保護所

3、視察目的

中核市として全国初の児童相談所を開設した横須賀市の取り組みを学び、杉並区政における児童相談所の開設とその運用に活かす。

4、視察概要

①児童相談所開設の経緯

平成 13 年 中核市移行

平成 15 年 当時の市長が、市政に直結する行政は市町村に権限を付与すべきとの考えのもと下総務大臣と中核市市長の懇談会で児童相談所の設置権限拡大を要望。

平成 12 年 子ども虐待防止事業開始。

平成 14 年 子ども虐待予防相談センター設置。

平成 16 年 児童福祉法成立で中核市設置可能になったことを受け、市長が県知事に児相開設協議を依頼（準備担当職員 7 名配置、職員 4 名を県児相へ派遣研修開始）。

平成 17 年 こども育成部設置および児童相談所開設準備室設置（24 名体制）。

平成 18 年 横須賀市児童相談所開設（県から 3 名派遣）。

平成 20 年 はぐくみかん開設、児相を移転（県からの派遣終了）。

②児童相談所開設によるメリット

・一貫した支援体制

虐待等の相談から公的保護、公的フォローまでの全過程を自己完結。

・他部署との連携強化

母子保健部門や障害福祉部門との情報連携、行動連携。

・効果的な支援

関係機関等との連携やネットワーク対応による在宅支援。

・新規ケースの初動調査における情報収集の迅速化

住民基本台帳の確認、民生委員・主任児童委員、学校、保育園・幼稚園・保健部門から情報収集。

・来所相談サイクルの短縮

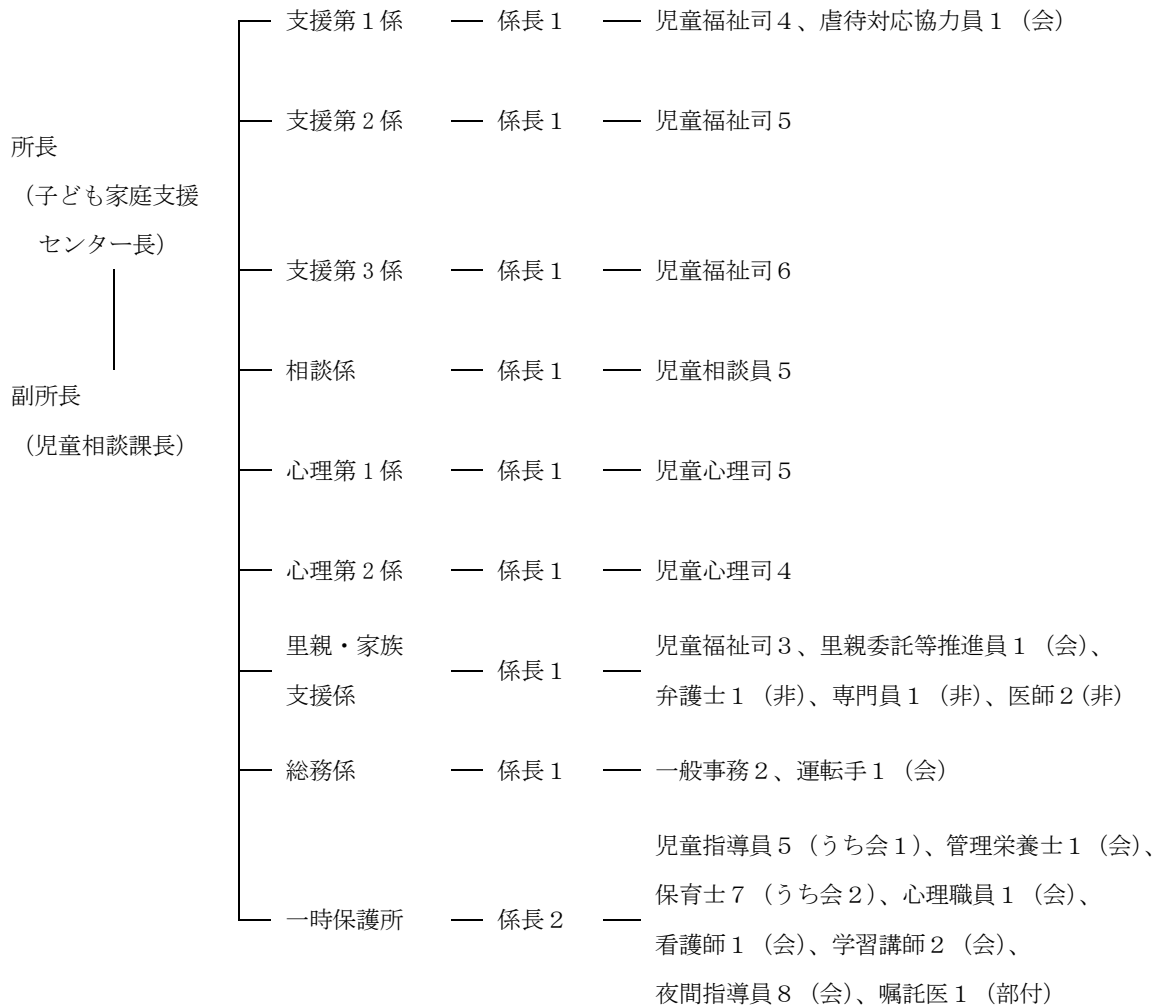
3 週間に一回から 2 週間に一回程度へ。

③横須賀市児童相談所の概要

・管轄区域：横須賀市の行政区域全域

・市の人口は 5 年間で 2 万人減少しているが、虐待件数は増加している（令和 3 年度 790 件）

・職員体制



注：会は会計年度任用職員、非は非常勤職員

・職員の役割

[児童福祉司]

- ・担当区域内の子ども・保護者等から、子どもの福祉に関する相談の対応
- ・必要な調査・社会診断の実施
- ・子ども・保護者・関係者等への必要な支援・指導
- ・子ども・保護者等の関係調整（家族療法）等の実施

[虐待対応協力員]

- ・児童福祉司に協力して児童虐待への対応

[里親委託等推進員]

- ・里親委託推進のため、子どもに最も適合する養育里親や養子希望者の選定のための調整
- ・委託された子どもの適切な養育を確保するための養育里親や関係機関との連絡調整、交流の促進等を実施

[児童心理司]

- ・ 診断面接、心理検査、観察等により子ども、保護者等への心理診断の実施
- ・ 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の実施

[児童相談員（神奈川式の特殊な職員配置）]

- ・ 子ども、保護者等からの子どもの福祉に関する相談対応
- ・ 児童福祉司と協力し、調査、社会診断の実施
- ・ 子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導（助言・他機関のあっせん等）の実施

[児童指導員]

- ・ 一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応
- ・ 児童福祉司や児童心理司等と連携し、子どもや保護者等への指導

④横須賀市児童相談所の施設

- ・ はぐくみかん移転と機能強化

平成 18 年 開設当初は一時保護所がなく、神奈川県の一時的保護所を使用

平成 20 年 朝鮮学校跡地に、はぐくみかんを設置し移転。施設内容の充実・強化。職員増員。
横須賀市役所本庁舎や神奈川県横須賀警察署から近距離。
一時保護所を設置。

- ・ 施設概要

構造：鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 5 階、塔屋 1 階（1、4 階は療育センター）

面積：4,226.90 m²

延面積：8,684.37 m²

- ・ 児童相談所の施設概要（1,193.4 m²）

心理室：子どものカウンセリング、心理検査、療育手帳の判定のための心理検査を行う。

子どもによっては色や角を忌避するケースがあるので、各部屋で変えている。

箱庭療法室：心理療法の一つである箱庭療法を行う。

家族療法室：親や兄弟を含めた家族を対象に面接を行う。家族生活場面を再現し家族の再統合が可能か等の観察をする。

遊戯療法室：室内の玩具・遊具を用いた子供の遊戯療法を行う。

観察室：マジックミラー越しに遊戯療法室と家族療法室を観察し、映像・音声を記録する。

※相談件数の増加に伴い、近年、職員も増加。そのため居室を拡大させている。また、機密性の観点からオープンカウンター方式をとりやめている。

- ・ 一時保護所の施設概要（1,185.0 m²）

児童居室：定員 25 名。男女各 7 室（うち個室 5）、幼児 2 室。

緊急入所対応室：深夜の一時保護や知的障害がある子等の居室として利用。

プレイルーム：就学前児童用、就学年齢児童用（ラウンジ）の2つ用意。

静養室：感染症等に罹患した児童のための一時的な居室。

親子訓練室：和室、ダイニングキッチン、風呂、トイレがあり、在宅復帰に向けた訓練として親と宿泊する。重大触法少年の収容場所としても使用。

中庭：機密性を維持したまま、室外で体を動かす遊びが可能。施設内への明かり取りとしても有効。



・設置経費と運営経費

はぐくみかん建設事業費：2,577,720,545円（上物のみ。平成18、19年度 2か年事業。）

※一時保護所分のみ国庫支出金 37,374,000円

児童相談所運営費：1,711,641,000円（令和3年度決算）

⑤児童相談所の状況

・相談受付

(件)

| 種別 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和元年度 |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| 養護 | 856 (790) | 695 (636) | 791 (762) |
| 保健 | 1 | 0 | 0 |
| 障害 | 689 | 362 | 513 |
| 非行 | 11 | 13 | 32 |
| 育成 | 56 | 39 | 79 |
| その他 | 17 | 10 | 9 |
| 合計 | 1,630 (790) | 1,119 (636) | 1,424 (762) |

※()は虐待に分類された件数

コロナの影響か、令和2年に相談件数が下がったが、また増加し過去最高を記録している。

・虐待に分類された件数と内訳

(件)

| 内容 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和元年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 身体的虐待 | 131 (16.6%) | 112 (17.6%) | 150 (19.7%) |
| 性的虐待 | 10 (1.2%) | 6 (0.9%) | 6 (0.8%) |
| ネグレクト | 172 (21.8%) | 140 (22.0%) | 152 (19.9%) |
| 心理的虐待 | 477 (60.4%) | 378 (59.5%) | 454 (59.6%) |
| 合計 | 790 (100%) | 636 (100%) | 762 (100%) |

⑥今後の役割と課題

〈求められる役割〉

- ・虐待の予防・早期発見

適切な調査と迅速な実態把握、専門的な知識と技術の向上が求められている。

- ・子どもの福祉向上

医学的・心理学的な判定に基づく適切な支援、児童相談所一丸となった取組の強化、関係機関との連携の強化が求められている。

〈今後の課題点〉

- ・児童相談員と一時保護所担当職員のスキルアップ

県のスキルに追いつくため一緒に研修を行っている。

- ・児童福祉司等の資格職員の確保と配置

- ・措置児童の受け皿としての基盤整備

知的障害児童を受け入れる施設等は市にはない。



⑦運営上の工夫や課題

- ・職員の確保と育成に課題を抱えている。

保育士（会計年度任用職員）等の定員が充足しない。特殊な職種のため求人を一般には公開していない員の一つである。近隣の福祉系の大学に対して求人を行っている。

職員を育成しても、定着しない点も課題であり、処遇面の検証を要する可能性もある。

心理司は職場が一か所に限定されるため異動が存在せず、労働環境として負担になっている。

- ・警察と定期的に連携会議を行い、良好な関係を築いている。

一時保護中の子どもの仲間が近辺で騒いだり、親が子どもを奪還しに訪れた際に危険を伴うような事例が過去に発生。

警察が近くにあって密に連携できることは、職員にとって心理的な安心感につながっている。

- ・一時保護所の工夫

所在地は公表していない。

プライバシーの観点から職員も子どももニックネームで呼び合うようにしている。

子どもが自由に意見を投函できる「意見箱」を設置している。

子どもにとって閉鎖的な環境にならざるをえないため、定期的に外庭で遊ぶ時間を設けている。

- ・一時保護が増加傾向にある。

最近では小学校低学年の男児が多い。

他自治体では個室が足りず、床に寝るケースもある。

男女や年齢のバランスが定員と相違する状況も生じるため、施設整備の段階であらかじめ居室の利用用途を柔軟に変更できるようにしておく工夫も必要。

- ・一時保護所では新型コロナウイルス感染症対策に苦慮している。これまで、クラスターが2回発生。

